

「公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドライン(案)」 に対して寄せられた意見及び総務省の考え方

■ 意見募集期間： 令和2年3月4日(水)から令和2年4月2日(木)まで

■ 意見提出数： 22件

※意見提出数は、意見提出者数としています。

■ 意見提出者：

(意見受付順(個人除く))

| | |
|----|------------------|
| 1 | 静岡県 |
| 2 | 京都府南丹市地域振興部情報課 |
| 3 | ビー・ビー・バックボーン株式会社 |
| 4 | 栃木県日光市 |
| 5 | 山梨県南都留郡鳴沢村 |
| 6 | 株式会社ZTV |
| 7 | 京都府京丹波町 |
| 8 | 西日本電信電話株式会社 |
| 9 | 東日本電信電話株式会社 |
| 10 | 京都府京丹後市 |
| 11 | 日本ケーブルテレビ連盟 |
| 12 | 株式会社STNet |
| 13 | 株式会社QTnet |
| 14 | 株式会社オプテージ |
| 15 | ソフトバンク株式会社 |
| 16 | 株式会社ジュピターテレコム |
| 他 | 個人6件 |

| 提出番号 | 御意見 | 御意見に対する考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|------|--|--|------------------|
| 1 | <p>放送法に於ける受信料は過疎地域の住民を情報弱者にしない為に日本放送協会が全国に くまなく施設を配置して届ける電波の受信料です。現在ほとんどの情報はネット上で流 通しており地上波でしか情報を入手できないのは情報弱者たらなっています。今後は1 日も早く地上波という限定され性能の低い情報チャンネルに依存せざるを得ない人を減ら す為に、今回なら公設光ファイバーを利用する民間事業者には利用者が希望する場合は NHKの地上波放送の内容も無償で提供する事とすれば、利用者はNHKの受信料の負担も 無く地上波に依存にしない情報環境を手に入れやすくなります。つまりNHKの受信料の かわりにネットへの接続料を負担する事になり税金で導入した公設光ファイバーの有効 利用となり事業者、利用者からも受け入れられると思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・本ガイドラインは、地方公共団体が保有する光ファイバケーブル及び関連設備の円滑な民間移行に向けて、基本的考え方、協議の進め方及び留意すべき事項等を示す目的で策定したものです。 ・頂いた御意見については、参考として承ります。 | 無 |
| 2 | <p>財産処分に係る要望について ガイドラインの策定に関係するものとして、財産処分について次の点を要望する。 ○所有者の変更を伴わない一部転用や部分貸付に係る財産処分手続の対象除外 ⇒ 補助事業により取得した財産について、所有者を変更せず当初の補助事業目的での 使用を続けながらその使用を妨げない範囲で別の目的で利用する場合には、財産処分の 手続を要しないものとする。</p> <p>★情報通信基盤整備推進補助金では、当該内容を届出で可としているが、高度無線環境 整備事業費補助金や今後設置される情報通信関係以外の様々な補助金、交付金でも同様 の扱いとしていただきたいもの。</p> <p>(事例説明) 国庫補助事業により取得した鉄塔などについて、当初の目的とは異なる目的の通信設備 等を後日に設置する場合、当初の目的での利用を何ら妨げられずに続けている場合であ っても「貸付」として財産処分の手続を行う必要がある。 しかしながら、当該追加設備は、本来目的を何ら妨げるものでないことから、補助事業 の当初目的に変わりはなく、資産の有効活用を図っているにすぎないことに対し、有意と は思えない手続のために、時間と労力を費やことになる。 よって、次のような一定の要件を充足するような「一部転用」「部分貸付」について は、少なくとも包括承認事項と同等の届出までで済むという規定が必要である。</p> <p>(要件)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・本ガイドラインは、地方公共団体が保有する光ファイバケーブル及び関連設備の円滑な民間移行に向けて、基本的考え方、協議の進め方及び留意すべき事項等を示す目的で策定したものです。 ・頂いた御意見については、参考として承ります。 | 無 |

| | | | |
|---|---|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・所有者に変更がないこと ・補助事業の目的（利用）を全く妨げない補助事業により取得した財産の一部の転用や部分的な貸付であること ・仮に「一部転用」や「部分貸付」の状態が解消したとしても、当初の目的（利用）に全く支障がない利用であること（見込まれること） <p style="text-align: right;">【静岡県】</p> | | |
| 3 | <p>4頁「1. 総論」「(4) 本指針の対象となる主体と設備」について (意見) 「ケーブルテレビ提供業務に関わる放送設備」が対象外となっているが、民間移行を進める対象とすべき。 (理由) 自治体を実施するケーブルテレビ事業で対象としている地域の多くは地上デジタル放送における条件不利地域であり、その補完措置としての役割を担っている。しかし、ケーブルテレビ事業（自主放送事業を含む）で使用する機器は特殊な物が多く、汎用性も少ないことから導入並びに維持管理においてコスト的に割高な状況にある。一方で、ケーブルテレビ事業は補完措置としての役割を担う側面から、利用者（市民）から徴収する利用料は高額に設定することが難しく、結果、自治体からの持ち出しがないと維持・運営できていないのが実態である。補足事項のただし書で、「事業者との協議の結果、それら設備に関しても民間移行を行う場合は、本指針を参照することが期待される」との記載もあるが、「ケーブルテレビ提供業務に関わる放送設備」については対象から除くのではなく、必要に応じて民間移行の協議を進めることが望ましい設備に加えるべきであるとする。又は、主体設備を地方公共団体が保有する設備全般とし、最終的に移行の対象となる設備は事業者との協議の上決定することが望ましいと考える。</p> <p style="text-align: right;">【京都府南丹市地域振興部情報課】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・頂いた御意見は参考として承ります。なお、注3に記載のとおり、「事業者との協議の結果、それら設備に関しても民間移行を行う場合は、本指針を参照することが期待される。」としております。 | 無 |

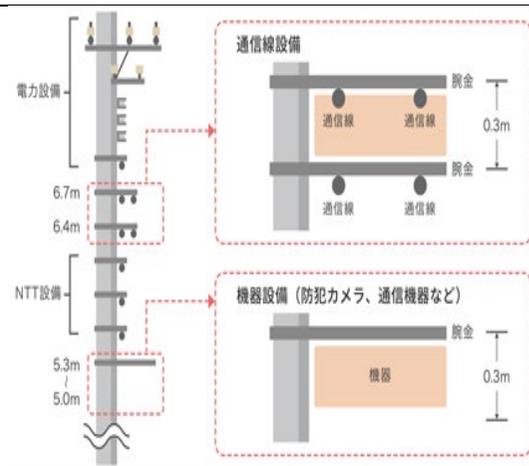
| 提出番号 | 該当箇所 | 御意見 | 御意見に対する考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|------|--|-----|--|------------------|
| 4 | <p>【はじめに】 公設光ファイバケーブル及び関連設備（以下「公設光ファイバ」といいます）については、条件不利地域等の民間通信事業者によるブロードバンド通信サービスが提供困難なエリアに対して、その地域の住民生活や経済産業活動にとって必要不可欠なブロードバンド通信サービスの環境確保を図るべきものとして、地理的な情報格差を解消するために効率的かつ効果的な整備がなされてきました。</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・ p 5に第三者と公設設備の貸与契約を別途締結している場合等、地方公共団体が第三者との間で公設設備に係る契約を締結している場合、地方公共団体及び事業者が連携して第三者と当該契約の継承条件等に関して協議・確認を行う旨、記載しております。 | 無 |

| | | | |
|--|---|---|----------|
| <p>一方で、国内の少子高齢化や急激な過疎化、市町村合併に伴う公共施設の削減・集約化に伴い、一部の公設光ファイバでは空き芯線も存在しており、その空き芯線を携帯電話基地局等の整備に IRU 契約等により開放いただくことで無線ブロードバンド通信サービスの提供も実現されております。</p> <p>また、昨今の激甚災害等の折には、携帯電話サービスが地域のライフラインとして最も有用な通信手段としても取り上げられており、スマホやタブレット端末による迅速かつ安価なアプリケーションによる連絡網の整備も地方公共団体でも脚光を浴び普及しているところ です。</p> <p>今回の公設光ファイバの民間移行に対しましては、地方公共団体の設備老朽化や人材確保、財政面での問題等が複合的に増大しているものと推察いたしますが、その移行にあたりましては、住民の利便性へ配慮し現状の通信サービスを継続することも踏まえたうえで公募や競争入札等により公正な移行手続きが実施されるものと考えます。</p> <p>しかしながら、このことは移行先の通信事業者等によるその地域での独占的なサービスの傾向を高めるとともにボトルネック設備を有する通信事業者となり得ることも十分に考えられます。</p> <p>従いまして、地方公共団体より公設光ファイバの移行を譲受した民間通信事業者等に対しては、現状 IRU 等による地方公共団体と通信事業者の契約が存在しているものについては、その契約を存続し、また、移行後に新たな通信事業者や携帯電話事業者からの利用要望が発生した場合には、その公益性を判断し優先的に設備を提供するルール整備が求められます。</p> <p>なお、今後は携帯電話各社による国内隅々に至る 5G サービス展開も期待されているため、公設光ファイバの移行を受けた電気通信事業等に対しては、「市場における環境変化に伴う光ファイバ提供のルール整備と取組み」が期待されます。</p> | | <ul style="list-style-type: none"> また p 1 2 に、第三者との公設設備の貸与契約等を含め、第三者との契約変更等に係る調整に際しては、地方公共団体及び事業者が密に連携して行う旨記載しておりますので、御確認いただければと思います。 | |
| <p>1. 総論</p> <p>(3) 基本的な考え方</p> <p>■公設設備を保有する地方公共団体は、(～中略～)、必要に応じて事業者と公設設備の民間移行に関する協議を行うことが望ましい。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 「公設設備を保有する地方公共団体は、地域住民への安定的なブロードバンドサービスの提供を継続するため、必要に応じて事業者と公設設備の民間移行に関する協議を行うことが望ましい。」と明記されていますが、公設設備を財産処分等により物品として IRU 契約等により開放提供された光ファイバ芯線を活用し、携帯電話事業者やその他の通信事業者は、携帯電話サービス等の提供により該当の地域住民はもとより、その地域を訪れる帰省客や観光客等の方々へも安定的な無線ブロー | <ul style="list-style-type: none"> p 5 「2. 協議の進め方 (1) 事前協議」に、第三者と公設設備の貸与契約を別途締結している場合等、地方公共団体が第三者との間で公設設備に関係する契約を締結している場合、地方公共団体及び事業者が連携して第三者と当該契約の継承条件等に関して協議・確認を行う旨、記載しておりますので、御確認いただければと思います。 | <p>無</p> |

| | | | |
|--|--|---|---|
| | <p>ドバンド通信サービスを提供いたしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、現状、携帯電話基地局等へ提供されている光ファイバ芯線が地方公共団体から他の民間事業者へ移行されることに関しましては、現在、運用中の携帯電話基地局維持に対して、場合によっては大きな影響を与えることから、IRU 等による契約通信事業者へ対しましても必要に応じて事前に協議を行う旨の本ガイドラインへの明示的な記載をお願いいたします。 | | |
| <p>(4) 本指針の対象となる主体と設備 (～前略) また、本指針は原則として、地方公共団体が保有する設備で、事業者のブロードバンドサービス提供業務に関わる光ファイバケーブル及びその付帯設備 (～中略～) 事業者も利用する見込みがない設備等は、本指針の対象としない。</p> <p>なお、移行の対象となる設備は事業者との協議の上、最終的に決定される。その際、事業者と締結している設備貸与契約 (IRU 契約) がある場合は、当該契約が満了していることが前提となる (ただし、双方が合意する場合は、この限りでない)。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・新たに通信事業を開始する事業者や新設の携帯電話基地局を整備する携帯電話事業者等が地方公共団体の利用していない設備や移行先事業者が利用する見込みがない設備等について、必要と判断するケースも想定されるため、最低限の通知先として、現状、IRU 契約等により契約関係がある通信事業者等に対して、その設備 (電柱、管路、鉄塔、光ファイバケーブルなど) の必要有無を確認し、本指針の対象に含むかどうかの判断可能となるスキームを加えてください。このことは利用されていない設備の有効活用につながるるとともに、効率的な移行にも資するものと考えます。 ・なお、設備貸与契約 (IRU 契約等) がある地方公共団体におかれましては、対象事業者に対し、該当設を保有する地方公共団体から対象事業者の所定連絡窓口へ十分な期間を設けたうえで移行計画等の内容について事前連絡を実施いただき、双方協議のうえ円滑な移行が可能となるよう努めることを明記してください。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ p 5 「2. 協議の進め方 (1) 事前協議」に、地方公共団体が第三者との間で公設設備に関係する契約を締結している場合、地方公共団体及び事業者が連携して第三者と当該契約の継承条件等に関して協議・確認を行う旨、記載しておりますので、御確認いただければと思います。 | 無 |
| <p>2. 協議の進め方 前文 (～前略) なお、一般的に、「公設民営方式」でブロードバンドサービスの</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・今回のガイドラインでは、「公設民営方式」により設備貸与契約を締結している事業者との随意契約を前提とした民間移行や「公設公営方 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約を行うか、競争入札を実施するかは地方公共団体の判断になるかと思いますが、本ガイドラインでは p 1 | 無 |

| | | | |
|---|--|---|---|
| <p>提供等を行ってきた地方公共団体では、既存サービス利用者への影響を最小限に抑える観点から、(～中略～)他方、「公設公営方式」で自らがサービス提供を行ってきた地方公共団体等では、競争入札により民間移行を行う事例も見られる。</p> | <p>式」の場合の競争入札による民間移行においては、その他の IRU 契約等を締結している通信事業者等へ対しても、移行計画の当初より広く通知を行い、限られた事業者や短い期間での協議ではなく、開かれた場所で十分な議論の場を設け、有効的で効率かつ円滑な民間移行を実現すべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従って、今回のガイドラインへは「随意契約を前提とした民間移行」や「競争入札を実施する」場合においても、既に IRU 契約等を有する利害関係者とは移行計画が策定される段階より可能な範囲で計画内容の通知や意見交換・協議を行うべきと考えます。 | <p>3 「(5) 負担金」の項目において、地方公共団体は、入札等により譲渡する事業者を決定する方法についても検討することが望まれる旨、記載しております。</p> | |
| <p>2. 協議の進め方 (1) 事前協議 ③事業者へ情報提供、事業者が採算性判断 協定締結後、地方公共団体から事業者へ各種情報(下記「一般的に情報提供を要する項目」参照)の提供を行う。 (～中略～)採算性の判断を行う前に、地方公共団体及び事業者が連携して第三者と当該契約の継承条件等に関して協議・確認を行う。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体から事業者へ各種情報の提供を行う中に、「他事業者への芯線貸出等に関する情報」が含まれますが、該当の情報提供を行うよりも前に、その提供情報に該当する他事業者へ対して情報提供の理由と情報提供先等について地方公共団体からの該当事業者への通知と承諾を取得することが必須です。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体と事業者間の芯線貸出等に関する契約等に基づき、地方公共団体において然るべき対応がなされるかと思いますが、様々な契約内容があるため、一律の対応を掲載することは控えたいと思います。 | 無 |
| <p>2. 協議の進め方 (1) 事前協議 一般に情報提供を要する項目 ■他事業者への芯線貸出等に関する情報(該当する場合のみ) ・貸出等を実施している事業者名と芯線の貸し出し用途 ・貸出等を実施している区間、対象設備に関する図面等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・「他事業者への芯線貸出等に関する情報」を地方公共団体が移行先の候補事業者へ通知した後に、その公設設備を既に利用している通信事業者等が希望する場合は、地方公共団体は移行先の候補事業者と芯線貸出等を受けている他事業者との間で移行後の設備利用協議の開催可能となるよう対応することを要望します。 ・また、公設設備を既に利用している通信事業者等が公設設備の民間移行にともない、利用設備の継続利用が困難とならぬ様、同条件での利用継続を要望する事業者へ対しては、現行利用中の回線がシームレスに継続利用が可能となるルール整備が必要です。 | <ul style="list-style-type: none"> ・p 5 「2. 協議の進め方(1) 事前協議」に、地方公共団体が第三者との間で公設設備に係る契約を締結している場合、地方公共団体及び事業者が連携して第三者と当該契約の継承条件等に関して協議・確認を行う旨、記載しておりますので、御確認いただければと思います。 | 無 |

| | | | | |
|--|--|---|--|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・更に、移行先の候補事業者と公設設備を既に利用している事業者間協議が進まない場合は、該当の地方公共団体が代替案の提示や仲裁をするなど、円滑かつ迅速な移行が実現できるよう対応いただくことが必要と考えます。 | | |
| | <p>4. 各論 (2) 電柱の添架位置と契約継承 【地方公共団体・事業者】</p> <p>(～前略) 今後添架を希望する他の利用者が不利な条件を強いられないことが確保される限り、(～中略～) その際、電柱管理者が希望する場合は、譲渡設備であることを電柱管理者が判別できる方法について、事業者は電柱管理者との間で協議を行うこと。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が現在敷設している光ファイバケーブル等設備は、一般添架ポジションに敷設されており、当該地方公共団体から公設設備移行を受ける事業者へは当然のことながら電柱添架権利も承継されるものと考えます。従って、移行を受けた事業者へは「一東化への対応等」の一般添架ルールに従った運用が厳格に適用されることが必要です。 ・仮に、公設設備の民間移行先が東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」といいます）となった場合、公設設備の光ファイバケーブルは一般添架ポジションに割り当てられている位置（地上高6.4mと6.7mの2ポジション）に敷設されています。 ・NTT東西が移行後の光ファイバケーブルの添架位置を変更しない場合、NTT東西は既に優先的に割り当てられている添架ポジション（地上高5.5m、5.8m、6.1mの3ポジション？）を独占的に利用しているため、その他の通信事業者が新たに通信回線を敷設する場合に敷設するための一般添架ポジションが枯渇していることが十分想定されます。※以下に電柱添架利用の一例【東京電力の場合】を添付します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ p 1 1 にも記載しておりますが、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」（平成27年総務省告示第363号）では、設備（電柱）保有者は、事業者から設備の提供の申込みがあったときは、自己の事業又は有線電気通信設備令（昭和28年政令第131号）、電波法（昭和25年法律第131号）その他の設備に関する法令等の規定及び道路法（昭和27年法律第180号）その他の公物管理に関する法令等の規定に支障のない限り、公平かつ公正な条件で設備を提供する（公正性の原則）、とされております。 ・ また p 1 1 において、今後添架を希望する他の利用者が不利な条件を強いられないことが確保される限り、当該公平性の原則に抵触しない旨、p 1 2 に今後添架を希望する他の利用者が不利な条件を強いられないことが確保される場合は、事業者は光ファイバケーブルの添架位置を変更しないことができ旨、記載しておりますので、御確認いただけましたら幸いです。 | 無 |



・この様な場合には、一般添架ポジションに先行してケーブルを敷設している事業者と後発の事業者は「一束化協議」を行い、同一ポジションでの敷設に協力することが要求されております。

・しかしながら、NTT東西と過去に一束化協議を実施したことはく、一束化に応じていただくことが困難にならぬ様、NTT東西が他事業者の一束化協議に積極的に応じ、要望事業者の設備構築が可能となるよう取り計らっていただくことが重要です。

・従いまして、NTT東西が移行後の設備について、移行に要する費用を最小化するため、添架位置を変更しない場合には、電柱所有者はもとより、他の事業者が容易かつ速やかに「地方公共団体より移行された公設設備」であることを判断可能となる情報の開示が電柱所有者へ対して望まれます。

・また、一般添架ポジションが枯渇している場合で、その一般添架ポジションにNTT東西へ移行された公設設備が敷設されているときは、後発事業者の光ファイバ等通信設備の設置が困難となるため、NTT東西は「一束化協議」を行い、一束化について迅速に検討し、一束化を

| | | |
|--|---|--|
| | <p>要望する事業者には安価に提供することを義務化することが必須です。</p> <p>【ビー・ビー・バックボーン株式会社】</p> | |
|--|---|--|

| 提出番号 | 御意見 | 御意見に対する考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|------|--|--|------------------|
| 5 | <p>中国企業、例えばファーウェイなど中国共産党の手先企業をつかうなよ。</p> <p>【個人】</p> | <ul style="list-style-type: none"> 本ガイドラインは、地方公共団体が保有する光ファイバケーブル及び関連設備の円滑な民間移行に向けて、基本的考え方、協議の進め方及び留意すべき事項等を示す目的で策定したものです。 | 無 |
| 6 | <p>(1) 該当箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> 4 ページ、ほか <p>(2) 意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな時代を支える通信基盤であるとの認識を得られ、自治体の置かれた状況等に配慮された内容であることから賛同します。 <p>また、本ガイドラインが積極的に運用されるよう、以下2点について検討をお願いします。</p> <p>①過疎地域等の条件不利地域など地理的なブロードバンド情報格差解消のため環境整備されてきたものであり、今でも不採算地域であることが多いことから、本ガイドラインの目的達成のためにも、事業者が不採算地域の公設設備の譲渡を積極的に進めることができるよう、事業者に対し、交付金や補助金などでの財政支援、インセンティブの付与をお願いしたい。</p> <p>②事業者が積極的に譲渡を受ける姿勢を担保するため、以下について記載の修正をお願いしたい。</p> <p>[4 ページ、5 行目から]</p> <p>■事業者は、地方公共団体の要望がある場合、採算地域の公設設備に関しては積極的に譲渡を受けること。また、不採算地域の公設設備に関しても、支援措置の活用等を含む合理的判断に基づき積極的な検討を行い、譲渡を受けることが望ましい。</p> <p>【栃木県日光市】</p> | <ul style="list-style-type: none"> 財政支援等につきましては、本文p8からの「3. 民間移行に係る支援措置」に掲載しておりますので御確認ください。 不採算地域の公設設備の譲渡に関しては、営利を目的として経済活動を行う民間事業者の立場に鑑みると、地方公共団体と事業者の間で条件が合致する場合にはならざるを得ないと考えております。ご理解頂けましたら幸いです。 | 無 |
| 7 | <p>当村では、平成23年に公設で光ファイバを敷設し、民間で運営している(公設民営)。今回の公設光ファイバケーブルの民間移行に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)の趣旨である、「地方における更なる人口減少も見据えた上で情報通信基盤の効率的な管理運営を進めるため、地方公共団体が保有する光ファイバケーブル及</p> | <ul style="list-style-type: none"> 民間の電気通信事業者等に対しては、周知等いたします。 「光ファイバ整備(更新)に要する費用」について、公設設備を民間電気通 | 無 |

| | | | |
|---|---|--|---|
| | <p>び関連設備の民間移行」については、当村でも維持管理に係る人材面及び財政面での負担が発生している現状であるため、賛成します。しかし、民間移行に際しては、地方公共団体が個別に民間移行業者(ほとんどの場合、IRU 契約を締結先)との協議が必要とのことだが、自治体規模が大きく、専属で職員がいるような市においては、検討・協議ができると思われるが、特に過疎地域、辺地、振興山村といった条件不利地域に大部分が含まれるような町村において全国にネットワークを有する事業所との個別な協議は、難しい面があります。そのため、当該ガイドラインを策定するのみでなく、一定規模以上の IRU 契約事業者あてに本ガイドラインを推進する旨通知などで周知されることを望みます。また、当村の場合の民間移行で、最もネックとなっていることが当ガイドライン 14 ページ(8)にも記載のある「設備の老朽化や事業者との設備仕様の不一致等による光ファイバ整備(更新)に要する費用」になります。条件不利地域においては、ある程度の負担金の支払いは住民サービスの面から必要と考えるが、結果、財政面での負担が発生することが懸念されます。支援措置として、「過疎対策事業債」や「ふるさと納税」といったことが記載されているが、過疎ではない条件不利地域においては使用できなく、また、特別交付税の対象として、電気通信設備があるが、そのメニューでは設備の老朽化や事業者との設備仕様の不一致等による光ファイバ整備(更新)に要する費用は対象とはなりません。そのため、民間移行に伴う負担金も対象となるよう財政措置を拡充するというを当該ガイドラインに盛り込むことを望みます。</p> <p style="text-align: center;">【山梨県南都留郡鳴沢村】</p> | <p>信事業者に譲渡等する場合には、「高度無線環境整備推進事業」の活用が可能です。また同事業は過疎以外の条件不利地域においても支援対象としております。詳細は本文p8を参照ください。</p> | |
| 8 | <p>(1) ガイドライン策定による民間譲渡促進に賛同。(1. 総論関係)</p> <p>平成21年前後にICT交付金事業等により地方公共団体が整備し、電気通信事業者等とIRU契約により貸し出している光ファイバ施設は、整備後10年を迎え、老朽化が進むなかで、財政難にあえぐ地方公共団体にとって本ガイドラインによる設備譲渡は時宜を得た施策と言えます。</p> <p>さらに地方公共団体が保有する光ファイバ施設は、度重なる伝送路施設の支障移転への対応や道路占用許可(更新)、電柱共・添架契約の事務処理などの施設の維持管理等に要する人的な負担も多いことから、円滑に民間移行ができるよう本ガイドラインを運用していただくよう要望します。</p> <p>(2) 情報通信基盤災害復旧事業費補助金により部分的に再整備した施設については、整備後10年未満であっても、国庫納付せずに譲渡可能となる措置を望みます。(3. 民間移行に係る支援措置 (3) 財産処分関連)</p> <p>ICT 交付金事業等(以下「当初事業」という。)により整備し、IRU 契約により電気通信事業者に貸し出している施設には、東日本大震災によりその一部が被災し、その後、数次にわたる情報通信基盤災害復旧事業費補助金事業(以下「復旧事業」という。)に</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本ガイドライン案についての賛同の御意見として承ります。 ・ なお、民間移行に際して、個別の事情がある場合には、相談に乗らせて頂きますので、相談窓口である総務省ブロードバンド整備推進室にお問い合わせください。 | 無 |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | <p>より再整備して復旧を果たした施設があります。このうち復旧事業により再整備した施設については、整備後10年を経過していないため、包括承認事項には該当せず、国庫納付が必要となるために電気通信事業者への譲渡が事実上困難な状況にあります。</p> <p>地方公共団体における人口の減少、財政的課題さらに職員減少等による人材面の課題については、1の総論で触れられていますが、これらは東日本大震災の被災市町村にとっては、より深刻な状況です。</p> <p>本来、当初事業による整備後10年を経過した施設と復旧事業により復旧させた施設は、一体となって機能するものであることから、一括して民間譲渡することが合理的と考えられます。しかし、この場合、復旧事業分の施設整備から10年経過を待っているのは、当初整備部分の老朽化により、光ファイバ網としての性能及び残存する価値の低下が進み、譲渡自体が困難になることが懸念されます。</p> <p>当初事業による整備施設のみを民間譲渡することも考えられますが、この場合は復旧事業により再整備した施設が依然地方公共団体の管理下に残り、当該地方公共団体にとって負担軽減につながりません。</p> <p>このため、本件のような施設であっても、IRU契約期間が満了し、双方の合意が得られた場合には、円滑に譲渡が行われることが望まれます。</p> <p>以上の理由から、整備後に被災し、復旧事業により再整備した施設については、当初事業による整備から10年を経過した段階で、国庫納付に関する条件を付さずに民間譲渡が可能となる措置を講じていただくよう切望するものです。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p> | | |
|--|--|--|--|

| 9 | 該当箇所 | 御意見 | 御意見に対する考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|---|--|---|---|------------------|
| | <p>1 総論 (4) 本指針の対象となる主体と設備 注釈3 ただし、事業者との協議の結果、それら設備に関しても民間移行を行う場合は、本指針を参照することが期待される。</p> | <p>本件は、ブロードバンドサービス提供業務が対象であるが、左記該当箇所記載で、ケーブルテレビ事業を実施している場合があり、事業継続移行の検討が望まれると読み取れる。光ネットワーク整備事業の補助金制度である「放送ネットワーク整備支援事業」も支援措置の対象としていただきたい。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 頂いた御意見については、参考として承ります。なお、放送ネットワーク整備支援事業は被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現することを目的としており、本ガイドラインの目的とは異なります。 | <p>無</p> |

| | | | |
|--|---|--|----------|
| <p>4 各論 (4) 地方公共団体による独自サービス扱い【地方公共団体】 地方公共団体がコミュニティ放送を含むケーブルテレビ事業を実施している場合がある。 適切なサービス継続方法を選択するために、地方公共団体は事業者と連携して検討することが望まれる。</p> | | | |
| <p>3 民間移行に係る支援措置 (3) 財産処分 譲渡を行おうとする施設・設備の整備に係る地方債の償還が終了していない場合には、譲渡に際して繰上償還が必要となる場合がある</p> | <p>繰上償還に伴う補償金の免除等を考慮していただきたい。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 地方財政法施行令第1条に定める国又は地方公共団体が一定以上出資している法人（第三セクター）等への譲渡の場合には、繰上償還は不要です。 | <p>無</p> |
| <p>4 各論 (4) 地方公共団体による独自サービスの扱い 【地方公共団体】</p> | <p>地上波再放送に関して、自治体運営時において民間事業者では同意が難しい区域外再放送も配信している場合が多く、民間移行後も利用者のサービス低下とならないよう、継続して再放送の同意がいただけるよう民放やNHKの配慮をお願いしたい。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 頂いた御意見については、参考として承ります。 | <p>無</p> |

| 提出番号 | 該当箇所 | 御意見 | 御意見に対する考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|------|-----------------------------|--|--|------------------|
| 10 | P2～P4 総論 | <p>ガイドライン（案）では、公設民営方式であるIRU契約期間の契約更新を迎えるにあたり、地方公共団体が保有する設備の民間移行（譲渡）を対象に基本的な考え方が示されているが、近畿地区の特性として、民間事業者が地方公共団体の設備を譲り受けることなく、新たに整備された事例もあり、ガイドラインに沿った民間移行となると、一部の民間事業者が有利となることが考えられます。また、既存設備のIRU契約を行っている事業者以外の別事業者が譲渡を受ける場合は、サービス継続が困難となる場合や、さらに公設公営方式から民間移行する場合の競争入札等では、設備仕様の不一致等により譲渡の実現が困難な場合も想定しなければなりません。</p> <p>以上のことから、競争の原理が働き、公平性が保たれるように見直しを行っていただきたい。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 本文p4の注2において、「公設公営方式」で自らがサービス提供を行ってきた地方公共団体等では、設備仕様の不一致等により、譲渡が実現しない場合もあるが、その場合でも、設備の一部廃棄及び事業者による再整備も含め必要に応じて民間移行に関する協議・検討を行うことが望まれる旨、記載しており、近畿地方の特性も考慮したガイドラインとしております。 またp5に、一般的に、「公設民営方式」でサービスの提供等を行ってきた地方公共団体では、既存のサービス利用者への影響を最小限に抑える観点から、設備貸与契約（IRU契約）を締結している事業者と、随意契約を前提として民間移行に向けた協議を実施することが多い旨も掲載しており、御指摘の点も考慮した内容としております。 | 無 |
| | P4「事業者は、地方公共団体の要望がある場合、・・・」 | <p>事業者は、公設の設備仕様と異なる場合があり、また、将来における事業展開など余裕のある設計で構築された場合、譲渡を受けた設備は余剰設備となる可能性があります。また、地方公共団体が国の支援により整備した公設の設計は必要最低限のものであり、余剰芯線は無く、民間移行の際のサービスの切替えが困難となります。</p> | <ul style="list-style-type: none"> p8の「3. 民間移行に係る支援措置（1）高度化を伴う更新」において、事業者が公設設備の譲渡を受け、光ファイバの増強等、高度化を伴う更新を行う場合にも、補助事業を活用することが可能である旨記載しておりますので、必要に応じて活用頂ければと思います。 | 無 |

| | | | | |
|-----------------------|---|--|---|---|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・また p 4 に「移行の対象となる設備は事業者との協議の上、最終的に決定される」と記載しております。民間事業者が不要な設備は、譲渡の合意が得られないこともあるかと思えます。 | |
| P4 (4)本指針の対象となる主体と設備 | 第一セクター以外の第三セクターや公益社団法人の運営から民間移行する場合は、雇用の問題が発生します。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・基本的考え方(p 4)において、地方公共団体は、総合的に考慮の上、必要に応じて協議を行うことが望ましい、としております。地方公共団体において、雇用問題等も考慮の結果、協議を行う必要がないと判断する場合まで、民間移行が望ましいとするものではございません。 ・また第三セクターにおける指針の扱いは、あくまで「参照が期待される」(p4)としています点も、御確認いただければと思います。 | 無 |
| P4 補足 2 及び 3 | 「公設公営方式」でサービス提供を行ってきた地方公共団体等で、民間移行で譲渡が実現しない場合は、本指針の対象ではないと解すのでしょうか。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・注 2 において、設備仕様の不一致等により、譲渡が実現しない場合は、設備を廃棄し、改めて事業者による再整備を行うことも含めて、必要に応じて民間移行に関する協議・検討を行うことが望まれる旨、記載しております。また再整備も p 8 の「(1) 高度化を伴う更新」に該当する場合があります。必要に応じて、p 1 0 の相談窓口にお問い合わせください。 | 無 |
| P7 ⑦占用許可等に関する第三者協議 | 占用許可については、地方公共団体と事業者では許可条件が異なる場合もあり、廃止の上、新規申請となる場合があります。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・廃止は「占用許可の継承等に関して、」の「等」に包含させて頂いております。 | 無 |
| P7 ⑨議会審議 (最終条件の合意) | 合意した最終条件とは、具体的にどのような内容なのでしょうか。また、議会で承認を得なければならない法的根拠の補足説明をお願いします。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・最終条件は、譲渡対象設備、自治体用地の利用条件、自治体独自サービスの扱い、後年度の維持管理に係る負担金、電柱添架等に係る移行費用等、公 | 無 |

| | | | | |
|---------|---|-----------|---|---|
| | | | <p>設設備の民間移行に関して事業者と合意する最終条件です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ p 5に記載のとおり、「2. 協議の進め方」に関しては、「一般的に実施される協議の工程」を示しており、場合によっては、該当しない項目もあるかと思いますが、議会の議決に関して、例えば、負担金等が伴う譲渡の場合は、地方自治法第96条第1項第9号の「負担付きの寄付・贈与」等に該当するかと思います。 | |
| P11、P13 | 民間移行に関するガイドラインであることから「民間譲渡後は」を「民間移行後は」と修正される方が適していると思われる。 | 【京都府京丹波町】 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 御指摘のとおり修正いたします。 | 有 |

| 提出番号 | 御意見 | 御意見に対する考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|------|---|---|------------------|
| 11 | <p>当社は、ブロードバンドサービスの提供にあたり、コスト削減等の企業努力により、光基盤設備の拡大を行うとともに、事業者単独の努力では提供が難しい条件不利エリアについても、IRU方式や高度無線補助事業などの公的支援を活用することにより、サービス提供を実施してきました。</p> <p>Society5.0の実現へ向け、地域情報化を支える事業者として、引き続き採算を確保した上で、長期的・安定的なサービス提供を行っていく考えです。</p> <p>本ガイドラインの「基本的考え方」において、「事業者は、地方公共団体の要望がある場合、採算地域の公設設備に関しては積極的に譲渡を受けることが望ましい。また不採算地域の公設設備に関しても、支援措置の活用等を含む合理的判断に基づき、譲渡を受けることについて検討を行い、不採算の解消が見込まれる等、条件が合致する場合には、譲渡を受けることが望ましい。」とされた通り、事業者の採算確保を念頭においた移行であることが示された点について、賛同いたします。その際に、整備費用だけでなく、維持管理費についての補填方針が示された点についても意義があるものと考えます。</p> <p>当社としては今後とも、地方公共団体からの要望を頂いた場合には、本ガイドラインを踏まえ、地域事情に応じて移行条件等の協議を進め、当該地域における安定的なサービス提供に貢献してまいります。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本ガイドライン案についての賛同の御意見として承ります。 | 無 |

| | | | |
|----|---|-------------------------------------|---|
| | | 【西日本電信電話株式会社】 | |
| 12 | <p>当社は、ブロードバンドサービスの提供にあたり、コスト削減等の企業努力により、光基盤設備の拡大を行うとともに、事業者単独の努力では提供が難しい条件不利エリアについても、IRU方式や高度無線補助事業などの公的支援を活用することにより、サービス提供を実施してきました。</p> <p>Society5.0の実現へ向け、地域情報化を支える事業者として、引き続き採算を確保した上で、長期的・安定的なサービス提供を行っていく考えです。</p> <p>本ガイドラインの「基本的考え方」において、「事業者は、地方公共団体の要望がある場合、採算地域の公設設備に関しては積極的に譲渡を受けることが望ましい。また不採算地域の公設設備に関しても、支援措置の活用等を含む合理的判断に基づき、譲渡を受けることについて検討を行い、不採算の解消が見込まれる等、条件が合致する場合には、譲渡を受けることが望ましい。」とされた通り、事業者の採算確保を念頭においた移行であることが示された点について、賛同いたします。その際に、整備費用だけでなく、維持管理費についての補填方針が示された点についても意義があるものと考えます。</p> <p>当社としては今後とも、地方公共団体からの要望を頂いた場合には、本ガイドラインを踏まえ、地域事情に応じて移行条件等の協議を進め、当該地域における安定的なサービス提供に貢献してまいります。</p> | <p>・本ガイドライン案についての賛同の御意見として承ります。</p> | 無 |
| | | 【東日本電信電話株式会社】 | |

| 提出番号 | 該当箇所 | 御意見 | 御意見に対する考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|------|---|--|--|------------------|
| 13 | <p>1. 総論</p> <p>(3) 基本的考え方</p> <p>○ガイドライン(案)</p> <p>事業者は、地方公共団体の要望がある場合、採算地</p> | <p>公設光ファイバー整備は、事業者による採算が見込めないため地方公共団体が行ったものであり、過疎化が進む現在においては整備開始時と比較して採算性が好転しているとは考えにくい。「不採算の解消が見込まれる等」の</p> | <p>・p13(5)負担金の項目にも記載のとおり、不採算地域における公設設備の譲渡の場合、ブロードバンドサービス等の料金収入だけでは設備の維持管理が困難なため、運営に要する費用や、民間移行作業に伴い発生する費用の補填として、事業者が地方公共団体</p> | 無 |

| | | | |
|--|---|---|----------|
| <p>域の公設設備に関しては積極的に譲渡を受けることが望ましい。また、不採算地域の公設設備に関しても、支援措置の活用等を含む合理的判断に基づき、譲渡を受けることについて検討を行い、不採算の解消が見込まれる等、条件が合致する場合には、譲渡を受けることが望ましい。</p> | <p>文言があることで不採算地域の譲渡が困難になることが考えられる。</p> | <p>に対して負担金を要求する場合があります。「不採算の解消が見込まれる等」については、このような負担金の補填等を含め、事業者との間で条件が合致する場合に、譲渡を受けることが望ましいとするものです。</p> | |
| <p>(4) 本指針の対象となる主体と設備 ○ガイドライン(案) 本指針は原則として、地方公共団体が保有する設備で、事業者のブロードバンドサービス提供業務に関わる光ファイバケーブル及びその附帯設備(附帯する電気通信回線設備、つり線、地方公共団体柱、管路設備等)(以下「公設設備」という。)の民間移行を対象とする。ケーブルテレビ提供業務に関わる放送関連設備、道路、河川、下水道等の管理のために地方公共団</p> | <p>本指針では、ブロードバンドサービス提供業務に関わる設備を対象とし、ケーブルテレビ提供業務に関わる設備等は対象外となっている。一方、テレビ難視聴対策としてケーブルテレビ用の光ファイバケーブルを高速通信網と一体的に敷設しており、幹線・引込ケーブルともに不可分なものであるため、民間移行の対象とする必要がある。</p> | <p>・頂いた御意見は参考として承ります。 なお、注3に記載のとおり、「事業者との協議の結果、それら設備に関しても民間移行を行う場合は、本指針を参照することが期待される。」としております。</p> | <p>無</p> |

| | | | |
|---|---|--|----------|
| <p>体が保有するネットワーク設備、公民館、学校、役場等の公共施設を接続するネットワーク設備、地方公共団体が利用していない設備で事業者も利用する見込みがない設備等は、本指針の対象としない。</p> | | | |
| <p>3. 民間移行に係る支援措置 (3) 財産処分 ○ガイドライン（案） また、譲渡を行おうとする施設・設備の整備に係る地方債の償還が終了していない場合には、譲渡に際して繰上償還が必要となる場合があるため、当該地方債資金の貸手である財務局・財務事務所、地方公共団体金融機構、銀行等に相談すること。なお、その他省庁等の補助金を活用して整備したものについては、地方公共団体において財産処分についての条件等を確認することが望まれる。</p> | <p>設備譲渡に当たっては、整備から10年以上経過した設備であるうえ、不採算地域を含めた全設備としなければ本指針の示す目的を達成することはできないため、無償譲渡とせざるを得ないものとする。一方、整備に当たっては補助金のほか地方債を多くの財源として充てている。譲渡の際に繰上償還となればその財源が必要となり、地方公共団体にとっては大きな負担となるため、設備譲渡に当たっては繰上償還ではなく通常償還を継続できる制度が望まれる。</p> <p>また、その他省庁等の補助金であっても総務省補助金同様の方法をとるよう、統一されることが望ましい。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 地方財政法施行令第1条に定める国又は地方公共団体が一定以上出資している法人（第三セクター）等への譲渡の場合には、繰上償還は不要です。 | <p>無</p> |

| 提出 番号 | 御意見 | 御意見に対する考え方 | 提出意見を 踏まえた案の 修正の有無 |
|----------|---|--|--------------------------|
| 14 | <p>ガイドライン本文 全般について</p> <p>「継承」という用語が複数回登場しますが、契約や使用関係について言う場合、法令に関する用語では「承継」が適当と考えます。変更についてご検討くださいますようお願いいたします。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 御指摘のとおり修正いたします。 | 有 |
| | <p>12 ページ 4. 各論 (3) 地方公共団体が保有する用地の長期利用【地方公共団体】について</p> <p><要旨> 地方公共団体が保有する用地を長期利用できるよう、行政財産である土地の貸し付けの制度を設けるべき。</p> <p>民間事業者が地方公共団体の土地を使用して光ファイバを設置する場合、道路法に基づく道路占用許可や地方自治法に基づく行政財産の使用許可を受けることがある。</p> <p>道路法 32 条による占用許可は、道路法 4 条により私権が制限され、また契約ではなく行政処分であることから、道路占有者の権利は相当制限されている。しかし、道路法 39 条の 2 に規定される入札占有の制度(占用料の多寡等により占有者を選定)が創設され、占有入札の落札者が提出した入札占有計画の認定の有効期間は 20 年以内とされている。これは、「収益性を有する施設等に係る占有を希望する者を募集するためには、当該占有に係る事業の安定性を確保する観点から、一定程度の長期にわたる道路の占有を保証する必要がある」(占用料の多寡等により占有者を選定する入札制度について(平成 27 年 3 月 27 日付け国道利第 21 号))ためとされている。さらに道路法 39 条の 5 の「効率的な道路の管理の観点から占用料の額その他の条件が当該道路管理者にとって最も有利な入札占有計画の提出をした参加者を落札者として決定することが適切であると認められる場合においては、(中略)最も高い占用料の額をもって申し出た参加者以外の者を落札者と</p> | <ul style="list-style-type: none"> 頂いた御意見については、参考として承ります。 | 無 |

| | | |
|--|--|--|
| <p>して決定する」という「総合評価占用入札」（道路法施行令第19条の3の3）による占用も設けている。</p> <p>一方、行政財産の使用許可は、道路占用許可と同様、行政処分であるところ、地方自治法第238条の4第9項により、許可した場合でも公用若しくは公共用に供するため必要を生じたときは、普通地方公共団体はその許可を取り消すことができる、とされている。実際、許可条件は、使用期間が1年、5年という短いものであり、公用又は公共用に供するために許可を取り消しても事業者には損害賠償はしない、というものがある。事業者側の使用権は著しく制限されており、道路占用許可における入札占用とは異なる。</p> <p>行政財産である土地を、許可以外の方法で電気通信事業のために事業者を使用させるには、地方自治法第238条の4第2項第4号により、電気通信線路の用に供するために認定電気通信事業者のために土地に地上権を設定する場合がある。これであれば用地の長期利用についての配慮もできる。ただし同条同項は「できる」規定であり、また地上権は所有権者の承諾なく他者へ権利を移転できるなど強い権利であることから、地上権設定に応じてもらうことは容易ではない。このため結局、土地の使用許可によることになる。</p> <p>電気通信事業法第128条に、認定電気通信事業者が、認定電気通信事業の用に供する線路及び空中線並びにこれらの附属設備の設置を目的として、他人の土地及びこれに定着する建物その他の工作物を使用する権利の設定の協議を求める規定があるが、その使用権の存続期間は、15年（地下ケーブルその他の地下工作物又は鉄鋼若しくはコンクリート造の地上工作物の設置を目的とするものにあつては、50年）とされている。この存続期間に対し、道路法の入札占用では15年の使用権存続期間には対応できるが、行政財産の使用許可における使用期間は、長くても5年程度であり、電気通信事業上、用地の長期利用が必要であることから、問題があると考えられる。</p> <p>これらのことから、電気通信線路の用に供するために認定電気通信事業者へ行政財産である土地を貸し付けできるような制度を拡充（地方自治法第238条の4第2項第1号など）すべきことを意見する。</p> | | |
|--|--|--|

| | | |
|---|--|----------|
| <p>12 ページ 4. 各論 (4) 地方公共団体による独自サービスの扱い【地方公共団体】 などについて</p> <p>〈要旨〉 光ファイバ等の維持に関して、サービス水準や運営方法の統一的なあり方を整理すべき。</p> <p>ガイドラインの策定は、背景からもうかがわれるように、高度情報通信ネットワークが国民生活に不可欠なものとなっていることが要因の一つと考える。</p> <p>かつて、鉄道や電信電話の整備は、国・国民に必要なものであるとして、国の政策として国有鉄道や電電公社によって進められ、その後民営化された。光ファイバ等の情報通信基盤は、民営事業者によっても、整備が進められているものであるが、国民に必要なものでもあるから、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法が制定され、国の財政支援により地方公共団体が整備する部分もあるものとする。光ファイバ等の情報通信基盤は、国が主体となって全国に整備したものではないのかもしれないが、地方公共団体の保有する情報通信基盤が、財政面の課題もあって「公設から民設へ、公営から民営へと移行」を検討する段階にあるのであれば、国有鉄道や電電公社の民営化において課題となったことに注意する必要がある。</p> <p>光ファイバ等のサービス維持で問題となるのは、経営が利用料収入だけでは賄いきれないところをどうやって維持するか、ということではないか。鉄道事業でも電信電話の事業でも様々な経営効率化に取り組んでいるが、大切な視点の一つが、運営事業者が事業収入の多い地域・少ない地域をまとめて経営し、全体として経営していく内部補助の仕組みを取り入れることと考える。この内部補助がうまく働かないと、サービス維持のための行政による負担が過大になり、結果的に維持できなくなるサービスがそれだけ多く出てしまうということになると考える。</p> <p>鉄道であれば、新幹線の収入で、利益の少ないあるいは赤字の在来線の経営が成り立つよう輸送ネットワークを組み合わせる、電信電話であれば、NTT 東西会社が提供するユニバーサルサービスへの電話会社全体で負担する制度、といったことが該当するものとする。光ファイバ等のサービス維持でも、民設・民営を進めていく場合には、民間</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 頂いた御意見については、参考として承ります。 | <p>無</p> |
|---|--|----------|

事業者が、事業による利益が多いところばかりでなく、少ないところも組み合わせて、ある程度広い範囲を一体的に経営していくことが必要であると考え。

公設あるいは公営であった光ファイバのサービスを、民設あるいは民営とし、ある程度広い範囲を一体的に経営していく場合、公設あるいは公営の段階で、サービス水準や運営方法がそろっていた方が、民設化・民営化の取組みがうまくいくものと考え。しかし、地方公共団体ごとにサービス水準や運営方法には、ばらつきがあるのではないかと。

サービス水準に関して言えば、「(4) 地方公共団体による独自サービスの扱い」の項目があるが、その独自サービスが適切なものかどうか、民設・民営に移行する前にある程度検証しておく必要があると考え。地方公共団体は、その時々の方針の考え方でサービス内容が大きく変わってしまうことがあるのではないかと。(鉄道でいえば、運賃で賄えないような路線が民営化後に多く廃線となっており、現在でも廃線が課題の地域があるが、廃線も容易なものではないのだと思う。)

また、運営方法については、例えば、「地方公共団体が整備した設備を民間の電気通信事業者に貸与し、当該事業者がサービス提供を行う「公設民営方式」においては、設備貸与に係る契約(IRU契約)…」とあるが、地方公共団体によっては、光ファイバ使用のみでの使用許可もあり、その条件もIRU契約とは異なる。

ある程度広い範囲で光ファイバの事業を民設・民営に移行した場合を考えると、一律ではないサービス水準や運営方法のもとでは、経営がそれだけ難しくなるように考えられる。

高度情報通信ネットワークが国民生活に不可欠なものとなった現代において、公設公営方式や公設民営方式が、人的、財政的な問題から、民設や民営に移行されたとしても、サービス維持が難しいのは民営事業者であっても同じであると考え。高度情報通信ネットワークが維持できるよう、サービス水準や運営方法について、地域ごとの違いが統一的に説明できるよう、現段階から整理していくべきことを意見する。

【個人】

| | | | |
|----|---|---|---|
| 15 | <p>意見の対象となる箇所：1. 総論（1）背景 など</p> <p>要旨： 公設民営方式の内容が、地域などによって不公平が生じないよう措置すべきガイドラインにおいて、公設民営方式では IRU 契約、という記載が数カ所にある。</p> <p>一方で、いくつかの地方公共団体では光ファイバの使用にあたり、契約ではなく行政財産の使用許可という手続きがとられている。許可条件は、使用期間が短いことや、何かあっても事業者は損害を賠償してもらえないなど、事業者側の権利の制約が多い。</p> <p>同じような公設の光ファイバの使用でありながら、使用許可では不公平な点があるように思う。</p> <p>また、ガイドラインには光ファイバなどの譲渡のことが記載されている。行政財産は譲渡できないというのが原則であるようだが、この点は問題ないか。</p> <p>ガイドラインに書かれているような、光ファイバの民設や民営に取り組んでいくときは、現在の公設民営方式で用いられている契約や許可の内容を調査し、民設や民営を受け入れた民間事業者が予想外の損害を被らないよう、円滑に進むよう措置してほしい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・頂いた御意見については、参考として承ります。 ・設備譲渡等に係る法令上の扱いについては、p9「(3) 財産処分」を参照ください。 | 無 |
| 16 | <p>公設光ファイバーの民間移行は、地域の情報・通信インフラの、より効率的な活用に寄与することが期待されます。ただし、ケーブルテレビ事業者特有の課題として、以下の2点が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケーブルテレビ提供業務に関わる放送関連設備は指針の対象外となっておりますが、通信設備だけの民間移行には課題があります。 ・ケーブル事業者においては大手通信事業者に比べ事業規模が小さい事業者が多く、光ファイバー等の譲渡を受ける場合、採算性の課題や、人口（世帯）が減少傾向にある地域では、将来的な収入減少により、設備の維持・更新とサービスの維持が難しくなることが想定されます。したがって、将来にわたって採算性が見込める地域しか移行を受けることが難しいと考えます。 <p style="text-align: right;">【日本ケーブルテレビ連盟】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・頂いた御意見は参考として承ります。なお、注3に記載のとおり、「事業者との協議の結果、それら設備に関しても民間移行を行う場合は、本指針を参照することが期待される。」としております。 ・公設設備の民間移行に係る現在の支援措置は、p8の「3. 民間移行に係る支援措置」に記載のとおりですが、引き続き支援措置の充実に向けて、検討して参ります。 | 無 |

| 提出 番号 | 該当箇所 | 御意見 | 御意見に対する考え方 | 提出意見を 踏まえた案の 修正の有無 |
|----------|---|---|---|--------------------------|
| 17 | 1. 総論 (1) 背景 (全文) (2) 目的 (全文) | <p>弊社は、過疎化による人口減を主な要因とする不採算地域を多く抱える四国においてFTTHサービスを提供しております。</p> <p>このような地域特性であるため、「公設民営方式」を積極的に活用して、いわゆる「不採算地域」におけるブロードバンドサービス普及に努めてまいりました。</p> <p>公設設備が主となるエリアにおいては、地方公共団体と事業者が、当初から設備維持管理に係る人材面及び財政面の課題を認識したうえで、住民サービスとしての色彩が強いブロードバンドサービスを維持してきました。</p> <p>多くの地方公共団体が IRU 契約の更改を迎え始めるこの時期に、具体的な民間への設備譲渡に係る手続き、支援制度、事業者との協議の進め方等についての指針をまとめたガイドラインが定められることを歓迎いたします。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 本ガイドライン案についての賛同の御意見として承ります。 | 無 |
| | 2. 協議の進め方 (3) 最終合意に向けた調整 ⑦ 占有許可等に関する第三者協議 (電力会社、地権者等) | <p>公設設備の譲渡にあたり、占有許可等に関する第三者との協議が必要となりますが、第三者の一部においては、地方公共団体が行う住民サービスから民間事業者が行う事</p> | <ul style="list-style-type: none"> 本ガイドライン案についての賛同の御意見として承ります。 | 無 |

| | | | | |
|--|--|--|--|----------|
| | <p>設備の所有者変更に伴い、電柱等に関する占有許可の継承等に関して、地方公共団体及び事業者が連携して、電力会社、地権者等の第三者と協議を行う。</p> | <p>業への変更について、十分な理解が得られない可能性があります。</p> <p>第三者との協議に際しては、地方公共団体から「民間移行の目的」について十分な説明が行われることが協議等を円滑に進めるための第一歩になりますので、地方公共団体の役割として事業者と連携して協議・説明を行うことが明記されたことに賛同いたします。</p> | | |
| | <p>4. 各論</p> <p>(1) 利用料金の扱い</p> <p>しかしながら、標準的な料金よりも低い利用料金を確保するために地方公共団体から事業者負担金を支払う場合、当該支払が永続的に必要となるため、後年度の財政負担について十分に留意することが必要である。</p> <p>原則として、民間譲渡後は事業者の標準的な利用料金メニューを設定することが望まれる。</p> <p>(7) 住民への説明 【地方公共団体】</p> <p>標準的な利用料金メニューへの移行や地方公共団体による独自サービスの存続等を含め、公設設備の民間移行に関して、地方公共団体は事業者とも連携して、住民に対して適切に説明を行うことが望ましい。</p> | <p>過疎地におけるブロードバンドサービス提供は、後年になるほど住民が減少するなどの要因により事業者の採算が悪化する可能性があります。</p> <p>ご提示いただいたとおり、民間移行後に事業者が地方公共団体からの支援を受けることなくサービスを運用・維持していくためには、標準的な利用料金を設定することが大前提となります。</p> <p>しかし、現時点で地方公共団体の補填によって、民間事業者の標準的な利用料金メニューよりも安価となっている場合、実質的値上げと受け取られる標準料金メニューで提供することは、住民感情等を考慮すると事業者の立場からは難しいものがあります。</p> <p>住民への説明の場においては、サービス主体の変更に伴う標準的な利用料金への移行等について、住民の皆様のご理解が得られ</p> | <p>・ p 1 4の「(7) 住民への説明」において、標準的な利用料金メニューへの移行等を含め、公設設備の民間移行に関して、地方公共団体は事業者とも連携して、住民に対して適切に説明を行うことが望ましい旨記載しておりますとおり、地方公共団体が、事業者と連携して、住民に対して適切な説明がなされることが期待されると考えております。</p> | <p>無</p> |

| | | | | |
|----|---|---|--|---|
| | | <p>るよう、地方公共団体から十分なお説明がなされることを期待しております。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社STNet】</p> | | |
| 18 | <p>1. 総論</p> <p>(3) 基本的考え方</p> <p>本指針は、地方公共団体及び事業者に望まれる行動として、以下を基本的考え方とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公設設備を保有する地方公共団体は、財政的負担、人的負担、災害復旧における迅速な対応等を総合的に考慮の上、業務の簡素化・効率化を図り地域住民への安定的なブロードバンドサービスの提供を継続するため、必要に応じて事業者と公設設備の民間移行に関する協議を行うことが望ましい。 ・事業者は、地方公共団体の要望がある場合、採算地域の公設設備に関しては積極的に譲渡を受けることが望ましい。また、不採算地域の公設設備に関しても、支援措置の活用等を含む合理的判断に基づき、譲渡を受けることについて検討を行い、不採算の解消が見込まれる等、条件が合致する場合には、譲渡を受けることが望ましい。 <p>地方公共団体及び事業者は、本指針を踏まえて行動することが期待される。また、民間移行に際しては、既存のサービス利用者</p> | <p>地方公共団体の公設設備譲渡にあたり、事業者との条件合致（事業者の採算性確保）を前提とした基本的な考えに賛同します。本ガイドラインの各論（5）や（8）にかかる費用等を勘案してもなお、公設設備の譲渡が地方公共団体と事業者の両者にとって望ましいと合理的に判断される場合に、実施されるべきと考えます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・本ガイドライン案についての賛同の御意見として承ります。 | 無 |

| | | | | |
|----|---------------------------------|--|--|---|
| | への影響にも配慮して検討することが望ましい。 | 【株式会社 QTnet】 | | |
| 19 | 総論 | <p>本ガイドライン案にて、地方公共団体が保有する光ファイバケーブル及び関連設備の在り方に関する考え方が具体的に示されることは、地方公共団体と事業者間のより円滑な協議に資するものと考えます。</p> <p>当社はこれまで民設民営方式により地方公共団体と連携しつつ、利用者からの料金負担等により採算性を確保した上で、FTTH エリア展開に取り組んで参りました。</p> <p>この点、地方公共団体や事業者毎に、その規模や体制、設備構成等のサービス提供に関する環境は一律ではないことにも配慮が必要と考えるところ、本ガイドラインに記載のとおり、事業者との条件の合致（採算性の確保）を基本的な考え方とした上で、設備仕様の不一致等により公設設備の譲渡が実現しない場合においては、事業者による再整備等、民設民営方式への移行も含めた幅広い協議・検討を進めることが、重要であると考えます。</p> | ・ 本ガイドライン案についての賛同の御意見として承ります。 | 無 |
| 20 | P,4 1. 総論 (4) 本指針の対象となる主体と設備 | 「公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドライン(案)」(以下、「本ガイドライン」)に定める公設設備 | ・ 本ガイドライン案における公設設備には、電気通信設備ではない地方公共団体柱や管路設備等も含まれており、かつ移行の対象となる設備については、 | 無 |

| | | | | |
|-----|--|--|--|---|
| | | <p>の引受先が東日本電信電話株式会社殿又は西日本電信電話株式会社殿となった場合、当該設備は第一種指定電気通信設備として取り扱われる認識であり、本ガイドラインにおいてもその旨を明記すべきと考えます。</p> | <p>事業者との協議の上、最終的に決定されるものとされているところです。このため、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が公設設備を引き受けた場合に一律に第一種指定電気通信設備として扱う旨をガイドラインにおいて明記することは適切ではないと考えます。</p> | |
| | <p>P, 11 4. 各論 (1) 利用料金の扱い 【地方公共団体・事業者】</p> <p>原則として、民間譲渡後は事業者の標準的な利用料金メニューを設定することが望まれる。</p> | <p>小売料金は、市場環境等を踏まえ個々の事業者の経営判断の下で自由に設定がなされるべきものであり、現行の電気通信事業法においても、当該料金の規制は特定電気通信役務におけるプライスキュープ規制等に限られかつ法令にて明確に規定がなされるなど、極めて限定的な運用がなされています。</p> <p>本記載は、小売料金設定に係る事業者の自由な意思決定に影響を与えうる内容であり、上記のような小売料金規制の現状を踏まえると本ガイドラインへの記載は適切ではなく、削除すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p> | <p>・本ガイドラインに記載の内容は、小売料金設定に係る事業者の自由な意思決定の制限を目的とするものではなく、事業者が自由な意思決定で定めた料金よりも低い利用料金を確保するために、地方公共団体が事業者に負担金を支払い続けることは控え、原則として、事業者の定めた標準的料金メニューを採用することが望ましい旨、記載しているものです。</p> | 無 |
| 2 1 | P.4 総論 (4) 本指針の対象となる主体と設備 | <p>本指針ではブロードバンドサービスを対象とし、ケーブルテレビ提供業務に関わる放送関連設備は対象としないとありますが、ブロードバンドサービスと放送サービスを提供している場合、設備を切り離して譲受</p> | <p>・頂いた御意見は参考として承ります。なお、注3に記載のとおり、「事業者との協議の結果、それら設備に関しても民間移行を行う場合は、本指針を参照することが期待される。」としております。</p> | 無 |

| | | | | |
|---|--|--|--|---|
| | | することは難しく、このような場合は、ケーブルテレビ提供業務に関わる放送関連設備についても本指針の対象とすることを要望致します。 | | |
| P. 11 各論 (1) 利用料金の取扱い、及び P. 14 各論 (7) 住民への説明 | | 地方公共団体が補填等することで低い料金でサービス提供を継続することは、地方公共団体の負担が永続的に必要となるため、民間事業者の標準的な利用料金メニューとすることが望ましいとする本指針に賛同致します。また、利用料金メニューの変更にあたっては住民の理解が不可欠であり、地方公共団体にも住民に対して十分に周知・広報を行うとされていることは適切と考えます。 | ・ 本ガイドライン案についての賛同の御意見として承ります。 | 無 |
| P. 12 各論 (4) 地方公共団体による独自サービスの扱い | | 地方公共団体の独自サービスを事業者が継続する場合においても、基本的考え方にあるように、サービスの継続方法について地方公共団体と事業者が合意することが前提になるものと理解しております。 | ・ 本ガイドライン案についての賛同の御意見として承ります。 | 無 |
| その他 | | 地方公共団体が IRU 契約で貸与している設備には、複数の事業者が同一設備を借用している場合があります。この場合、譲渡を受けた事業者以外の事業者が、契約期間満了を以って当該設備を利用できないこととなると、住民等にサービスを継続ができない事態となります。そのため、複数事業者が貸与を受けている設備を譲渡する場合は、貸与を受けている事業者が譲渡後も引 | <ul style="list-style-type: none"> ・ p 5 に第三者と公設設備の貸与契約を別途締結している場合等、地方公共団体が第三者との間で公設設備に関係する契約を締結している場合、地方公共団体及び事業者が連携して第三者と当該契約の継承条件等に関して協議・確認を行う旨、記載しております。 ・ また p 1 2 に、第三者との公設設備の貸与契約等を含め、第三者との契約変更等に係る調整に際しては、地方公共団体及び事業者が密に連携して行う旨記載しております。 | 無 |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | <p>続き契約を継続できること、過度な料金設定などによりサービス継続が困難とならないようにする旨を指針に盛り込まれることを要望致します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ジュピターテレコム】</p> | |
|--|--|---|--|

| 提出 番号 | 御意見 | 御意見に対する考え方 | 提出意見を 踏まえた案の 修正の有無 |
|----------|--|--|--------------------------|
| 2 2 | <p>意見対象 「1. 総論（1）背景」の記載について 要旨 公設民営方式による光ファイバ使用が、IRU 契約によるものとなるよう措置すべき</p> <p>ガイドライン p.3「地方公共団体が整備した設備を民間の電気通信事業者に貸与し、当該事業者がサービス提供を行う「公設民営方式」においては、設備貸与に係る契約（IRU 契約）の期間を一般的に10年…」という記載があるが、下水道や地下鉄トンネル内の実際の設備の使用では、契約だけではなく、光ファイバ芯線のみで行政財産とする使用許可によるものが、複数の地方公共団体で行われている。</p> <p>このことは総務省の「地方公共団体が整備・保有する光ファイバ網の電気通信事業者への開放に関する標準手続」に説明があり、芯線が行政財産使用許可の対象となるには、行政財産である不動産の従物である必要があるため、「センタ施設等を含む光ファイバ網全体を一体的に捉える場合」しか考えられないこと、さらに、「行政財産の目的外使用許可については、〈中略〉その利用関係が不安定であり、電気通信事業者の長期安定的な情報通信ネットワーク構築に難があるといわざるを得ない」、「物品と整理されている光ファイバ等を貸し付けるスキームとすることが適当」と示されている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・本ガイドラインは、地方公共団体が保有する光ファイバケーブル及び関連設備の円滑な民間移行に向けて、基本的考え方、協議の進め方及び留意すべき事項等を示す目的で策定したものです。 ・頂いた御意見については、参考として承ります。 | 無 |

| | | | |
|--|---|--|--|
| | <p>実際、光ファイバ芯線のみで行政財産とする使用許可の条件を見ると、「公用又は公共用のために許可を取り消しても、使用者に損害を賠償しない」と示されており、事業者側の権利は守られていない。また、使用期間は1年、3年、5年といった短い期間であることが多い。使用許可をしている地方公共団体は、他自治体でも使用許可で行っているから問題ないという解釈であるらしい。</p> <p>地方自治法によれば、行政財産の使用は、「貸し付け」と「許可」による場合が区別されているが、「芯線貸付け」とウェブサイトなどで説明しながら、実際の手続きでは、行政財産の使用許可とする地方公共団体もある。光ファイバ芯線のみでの使用許可は、地方自治法の趣旨に沿っておらず、電気通信事業法の趣旨にも適合していない。</p> <p>ガイドラインに「電気通信事業分野における競争ルール等について包括的に検証」との記載があるが、前述のように地方公共団体によっては光ファイバ芯線のみで使用許可を適用するなどしており、競争ルールが公正であるとは言えない。 情報通信審議会答申で「公設から民設へ、公営から民営へと移行を促すことを視野に入れ、今から必要な対応を講じていくべき」という方向性が示されているが、光ファイバ芯線のみで使用許可を適用している地方公共団体では、公営から民営への移行においても、民間側に不利な条件を示す懸念がある。光ファイバ使用にかかる基本的条件が守られるよう、民間移行の場合に限らず、「公設民営方式」について、電気通信事業法と地方自治法の両面から、通達や指導などの措置をとるべき旨を意見する。</p> <p>(その他：「標準手続」は、p. 11, 12 の使用許可の説明で、貸付期間、貸付料、といった用語が使われ、許可とは異なる「貸し付け」との区別があいまいになっています。また p. 13 の「3. 開放に適合する財産管理区分」の1段落目の文が分かりにくいと感じます。この意見募集の対象外ですが、標準手続は策定後6年を経過していることもあり修正を検討いただければ幸いです。)</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p> | | |
|--|---|--|--|

注：その他、意見募集対象について言及しておらず、無関係と判断されるものが1件ありました。